



プール飛び込み事故の原因と対策

1. 飛び込み事故の実態

1986~1992年度の6年間に、学校管理下における水泳で合計125件の重大事故が発生し、体育活動中の死亡事故の30%を占めている。後遺障害を残す水泳事故は、体育活動中の事故の2%にすぎないが、高度後遺障害事故に限定すると28%を占める(表1)。これらの事故につき、水泳指導者あるいはプールの管理者の責任が民事訴訟で問われるケースは多く、競技種目別の訴訟数では水泳はトップである。

最近の訴訟の特徴は、溺死事故訴訟が漸減しているのに対し、飛び込み事故訴訟が著しく増加している点にある(表2)。水泳事故のなかでも、とりわけ飛び込み事故の防止が課題となっている。

飛び込み事故が発生する要因は、施設の要因、指導の要因、泳者自身の個体の要因に大別される。

表2 水泳事故訴訟一審判決年代推移

	'60年	'70年	'80年	'90年	合計
溺水事故	7	12	3	2	24(51%)
飛び込み事故	1	1	7	10	19(40%)
急性死	0	2	1	1	4(9%)
合計	8	15	11	13	47

2. 施設の要因

浅いプールで高い飛び込み台から飛び込めば、水底に衝突する危険があることは容易に理解しうるが、問題は、安全に飛び込みが行えるのに必要なプールの構造である。国際水泳連盟は'93年の規則改正で、日本水泳連盟は'94年の規則改正で、それぞれスタート台を設置できる水深として1.2mを示し、財団法人日本体育施設協会は、'85年にスタート台の高さを水深の3分の1以下とするガイドラインを示している。最近の水泳指導書のなかには、飛び込みの練習をする際には、最低水深2m以上の場所で行うことを提言しているものもある。

ところが、このような安全に関する提言が、実際のプールの設置管理に反映されておらず、横浜市、練馬区など少数の自治体を除いては、飛び込み事故防止の視点からの、プールの構造の検討はなされていない。現在の学校プールのほとんどは、スタート台直下が最も浅くなってしまっており、飛び込み事故防止の点では問題である。また、水深が1.2mどころか0.8~0.9mしかないプールでさえ、40cm前後の

高さのスタート台が設置されている。十分な水深がないプールで飛び込みが行われていることが、飛び込み事故発生の最大の要因となっている。

3. 指導の要因

文部省は、飛び込み事故の増加に対応し、'93年に「学校体育実技指導資料第4集・水泳指導の手引」を改訂した。しかし、実際に学校で行われている飛び込み指導では、正しい指導方法が徹底されておらず、安全性の点で問題がある指導方法(①水面ないし空中にフラフープを置いたりロープを張っての飛び込み、②いわゆる腹打ちを矯正しようとしての、「へそを見ろ」「あごを引け」「助走をつけて飛び込め」との指示)が、経験的な指導方法として広

範に行われている実状がある。

4. 個体の要因

指導者自身が飛び込み事故の危険性を理解しておらず、受傷するケースもある。また、少数ではあるが、ふざけて監視台の上から飛び込むというような、危険な行為をあえて行き受傷する事例もある。スポーツをする者自身が、自らの命と健康を守ることができるようにすることが、事故防止策の基本である。飛び込み事故のメカニズム、危険性に対する正しい知識、正しい練習方法の周知徹底が必要である。

(望月浩一郎)

表1 学校における水泳事故の発生状況

	全種目計 件数	水泳事故		水泳事故内訳		
		件 数	割 合	溺水事故	飛び込み事故	その他の
死 亡	137	41	30%	38	3	0
後遺障害 (重度障害)	3,388 (131)	84 (37)	2% (28%)	1 (0)	67 (36)	16 (1)
合 計	3,525	125	4%	39(31%)	70(56%)	16(13%)

86~92年、小・中・高・高専・大学計、日本体育学校健康センター調査、重度障害は後遺障害等級3級以上の後遺障害である。